

自治会・町内会活動に対する市町村支援への地方交付税措置

- 自治会・町内会活動に係る市町村の支援に要する経費（住民活動支援事業）について、引き続き、地方交付税措置を講じる。〈普通交付税（費目；地域振興費）〉
- 自治会・町内会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進等に係る取組に要する経費について、令和４年度に、「自治会・町内会加入促進に係る経費」、「自治会・町内会活動内容の周知に係る経費」を拡充。
- ❖ 普通交付税の算定に当たり、**標準団体(人口10万人)ベースで、4,491万円を基準財政需要額に算入**
※ R3年度;4,338万円（+153万円）

〔市町村分〕

第三款 地域振興費

第二項 標準団体行政経費積算内容

（細目）１ 地域振興費（細節）地域振興共通経費

積 算 内 容	
（住民活動支援事業）	44,906千円
自治会・町内会活動（話し合いの場づくり等）支援事業	
自治会・町内会加入促進に係る経費	
自治会・町内会活動内容の周知に係る経費	
地域活性化イベント（お祭り、地域PR等）助成事業	
自主防犯活動（地域の夜回り等）支援事業	
自治会・町内会所有施設等への補助	
（防犯灯設置、集会所建設改良、ゴミステーション設置、児童遊園整備 等） 等	